

2 民間給与関係

平成29年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成29年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、人事院並びに都県、政令指定都市及び特別区の各人事委員会

(3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 910事業所
- ② 調査対象職種 76職種（一般行政職員相当職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から183事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。
調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。
- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

- ① 調査実人員 初任給関係486人（一般行政職員に相当する調査実人員461人）、初任給関係以外の調査職種8,858人（一般行政職員に相当する調査実人員8,193人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、61,614人であり、一般行政職員に相当するものは、48,795人である。）
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	159	58	68	33	
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	1	0	1	0	
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 業 採 取 業 ， 建 設 業	6	1	1	4	
製 造 業	94	32	45	17	
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業、 情 報 通 信 業、運 輸 業、郵 便 業	16	9	4	3	
卸 売 業 ， 小 売 業	15	9	3	3	
金 融 業 ， 保 険 業、不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	2	2	0	0	
教 育 ， 学 習 支 援 業、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	25	5	14	6	

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が23所あった。
- 2 調査対象事業所183所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた182所に占める調査完了事業所159所の割合(調査完了率)は、87.4%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第12表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員	大学院修士課程修了	217,250	223,737	208,020	* 199,987
	大学卒	195,429	201,718	191,966	188,408
	短大卒	172,988	175,006	171,209	171,027
	高校卒	160,796	160,850	160,741	160,812
新 卒 技 術 者	大学院修士課程修了	220,577	225,683	213,680	* 208,740
	大学卒	200,686	205,882	200,265	190,220
	短大卒	176,125	177,918	175,145	172,527
	高校卒	163,208	163,287	162,660	164,235
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学院修士課程修了	218,870	224,677	210,707	204,989
	大学卒	197,581	203,430	195,206	189,221
	短大卒	174,332	176,292	172,737	171,768
	高校卒	161,822	161,913	161,522	162,337

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「*」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

第13表 民間における職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
			きま つて 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	8	54.8	633,331	15	633,316	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工 場 長	9	53.5	704,173	2,764	701,409	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	226	53.2	569,905	620	569,285	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	195	52.1	626,302	1,773	624,529	同 上
事 務 部 次 長	72	52.4	567,747	13	567,734	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技 術 部 次 長	84	51.8	582,463	103	582,360	同 上
事 務 課 長	455	50.0	513,994	6,737	507,257	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
技 術 課 長	564	49.4	526,792	6,266	520,526	同 上
事 務 課 長 代 理	128	47.7	450,371	60,863	389,508	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技 術 課 長 代 理	41	49.1	423,880	27,593	396,287	同 上
事 務 係 長	703	46.5	426,421	46,628	379,793	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	691	44.8	486,819	87,390	399,429	同 上
事 務 主 任	446	41.5	346,867	38,478	308,389	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技 術 主 任	624	38.0	409,656	76,163	333,493	同 上
事 務 係 員	1,954	36.6	299,249	33,699	265,550	
技 術 係 員	1,993	33.0	322,548	56,210	266,338	

(注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
 2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

その2 給与比較の対象外職種

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	—	—	—	—		
	大学教授	12	56.2	588,548	2,917	585,631	
	大学准教授	11	48.7	494,030	0	494,030	
	大学講師	14	45.1	404,089	2,703	401,386	
	大学助教	11	39.7	311,978	1,818	310,160	
	高等学校校長	*	*	*	*	*	
	高等学校教頭	*	*	*	*	*	
	高等学校教諭	45	48.9	448,791	19,090	429,701	
研究関係職種	研究所長	*	*	*	*	* 構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)	
	研究部(課)長	7	53.8	573,931	301	573,630 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長	
	研究室(係)長	6	46.7	438,046	63,464	374,582 構成員3人以上の室(係)の長	
	主任研究員	26	44.2	544,507	12,582	531,925 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)	
	研究員	22	35.5	327,896	33,867	294,029	
	研究補助員	—	—	—	—	—	
医療関係職種	病院長	—	—	—	—	— 部下に医師又は歯科医師5人以上	
	副院長	2	54.5	1,719,092	308,992	1,410,100 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
	医科長	13	51.5	1,770,646	598,862	1,171,784 部下に医師又は歯科医師1人以上	
	医師	17	37.2	1,229,886	390,279	839,607	
	歯科医師	2	41.0	935,850	182,800	753,050	
	薬局長	*	*	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	18	35.1	358,605	52,009	306,596	
	診療放射線技師	30	41.2	337,034	49,899	287,135	
	臨床検査技師	40	42.0	302,317	30,778	271,539	
	栄養士	22	34.6	248,833	13,631	235,202	
	理学療法士	49	29.6	274,371	7,670	266,701	
	作業療法士	41	30.8	275,261	2,314	272,947	
	総看護師長	3	53.5	521,683	36,016	485,667 部下に看護師長5人以上	
	看護師長	48	49.1	418,200	61,956	356,244 部下に看護師又は准看護師5人以上	
	看護師	135	39.4	323,044	52,255	270,789	
	准看護師	84	43.0	280,052	28,331	251,721	
技能・労務関係職種	電話交換手	—	—	—	—	— 見習、外国語の電話交換手を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	3	45.2	207,283	5,116	202,167 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
	守衛	—	—	—	—	—	
	用務員	—	—	—	—	—	

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(その3において同じ。)

その3 再雇用者

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
			きまって		(A) - (B)	
			支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
支店長・工場長	人	歳	円	円	円	その1の備考欄参照
60歳男性	*	*	*	*	*	
事務・技術部長	22	63.1	398,669	5,230	393,439	
60歳男性	5	—	480,015	18,400	461,615	
事務・技術部次長	5	63.4	344,549	0	344,549	
60歳男性	*	*	*	*	*	
事務・技術課長	8	62.1	390,524	0	390,524	
60歳男性	2	—	447,482	0	447,482	
事務・技術課長代理	6	60.7	336,183	0	336,183	
60歳男性	5	—	343,092	0	343,092	
事務・技術係長	8	62.7	274,479	12,852	261,627	
60歳男性	3	—	304,393	11,216	293,177	
事務・技術主任	6	62.7	273,974	2,866	271,108	
60歳男性	*	*	*	*	*	
事務・技術係員	484	63.0	225,477	8,875	216,602	
60歳男性	92	—	249,585	17,191	232,394	

第14表 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9級	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長	支店長、工場長、部長、部次長
8級	課長		
7級	課長代理	課長	課長
6級			
5級	係長	課長代理	課長代理
4級			
3級	主任	主任	主任
2級			
1級	係員	係員	係員

(注) 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めている。

第15表 民間における初任給の改定状況

学 歴	項 目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据置き	減 額	
			大 学 卒	55.9%	(36.3%)	
高 校 卒	44.7%	(43.5%)	(54.5%)	(2.0%)	55.3%	

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 民間における給与改定の状況

役職段階	項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係 員		30.8%	14.6%	0.0%	54.6%
課 長 級		19.0%	17.7%	0.0%	63.4%

(注) 1 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 係員及び課長級の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計が100にならない場合がある。

第17表 民間における定期昇給制度の状況

役職段階	項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給制度あり			定期昇給 制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員		89.6%	43.7%	76.7%	42.6%	10.4%
課 長 級		79.8%	34.1%	69.0%	37.1%	20.2%

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第18表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
			定期昇給実施	定期昇給実施				
				増額	減額	変化なし		
係 員		87.3%	84.6%	26.7%	3.3%	54.6%	2.6%	12.7%
課 長 級		76.6%	74.0%	23.8%	3.8%	46.4%	2.6%	23.4%

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 係員及び課長級の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計が100にならない場合がある。

第19表 民間における家族手当の支給状況等

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
87.6%	(74.5%)	[15.4%]	[3.6%]	[81.0%]

- (注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,151円
配偶者と子1人	18,779円
配偶者と子2人	24,012円

- (注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第20表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	46.9%
支給しない	53.1%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
59.0%	41.0%	52.2%	47.8%	50.1%	49.9%

第22表 民間における賞与等の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員	(参 考) 技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	344,019円
	下半期 (A ₁)	344,019円	282,229円
	上半期 (A ₂)	341,405円	281,265円
賞与等の支給額	下半期 (B ₁)	761,059円	581,746円
	上半期 (B ₂)	750,517円	572,017円
賞与等の支給割合	下半期 (B ₁ /A ₁)	2.21月分	2.06月分
	上半期 (B ₂ /A ₂)	2.20月分	2.03月分
年 間 の 平 均		4.41月分	4.09月分

(注) 下半期とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備 考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.30月である。

第23表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割 増 賃 金 率	適 用 従 業 員		(参考) 適 用 事 業 所	
	割 合	累 積 割 合	割 合	累 積 割 合
31%以上	4.0%	4.0%	6.2%	6.2%
30%	61.8%	65.7%	30.8%	37.0%
29%	0.0%	65.7%	0.0%	37.0%
28%	0.0%	65.7%	0.0%	37.0%
27%	0.0%	65.7%	0.0%	37.0%
26%	0.0%	65.7%	0.0%	37.0%
25%	34.3%	100.0%	63.0%	100.0%

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。